

令和８年度
パラスポーツ推進プロジェクト
(パラスポーツの指導・普及等のための
マニュアル等の作成)
仕 様 書

令和８年７月９日
スポーツ庁健康スポーツ課パラスポーツ振興室

1 事業名

令和8年度「パラスポーツ推進プロジェクト（パラスポーツの指導・普及等のためのマニュアル等の作成）」

2 事業の目的

東京オリパラ大会により、スポーツを通じた共生社会の実現に向けた機運が醸成されたが、成人一般に比べて障害のある方のスポーツ実施状況が低調であることから、障害のある方特有のスポーツの実施に係る障壁の解消と、スポーツ施策の実施体制上の課題の解消を図ることが重要である。また、障害のない方でパラスポーツを体験したことのある方の割合は低く、障害のある方とない方がともにスポーツをする、ユニバーサル、インクルーシブなスポーツ環境を整備することも必要である。これらのことから、本事業は、障害のある方が生涯にわたってスポーツを実施するための基盤を整備する観点から、パラスポーツの各競技の普及・振興に向け、障害の種類や程度に応じた、スポーツを実施するにあたっての支援や介助方法、情報保障や相互の円滑な意思疎通に係る配慮事項等を取りまとめたマニュアルを作成することで、障害の有無にかかわらず、ともにスポーツを実施できる環境の整備等を図ることを目的として実施する。

3 委託契約期間

契約を締結した日～令和9年3月15日（月）

4 成果物

以下の成果物については、事前にスポーツ庁の了承を得た上で、期限までに提出すること。

（1）本事業の成果として作成されたマニュアル等

- ・ マニュアル等の印刷物 5部
- ・ Microsoft Power Point 形式又は PDF 形式で作成されたもの

※ マニュアル等のうち、冊子以外の動画やホームページのコンテンツ等については、掲載場所を報告書内に盛り込むことを以て提出に代える。

（2）委託事業成果報告書（事業実施による成果報告、資料等）

- ・ Microsoft Word 形式にて作成されたもの

（3）委託事業の内容をまとめた概要資料

- ・ Microsoft Power Point 形式にて作成されたもの（4頁以内）

※ （1）の報告書の内容を概ね4頁以内にまとめること。

（4）有識者会議等の資料及び議事録

- ・ Microsoft Word、同 Excel、同 Power Point 形式、PDF 形式にて作成されたもの

（5）その他、スポーツ庁との打合せ等において作成した資料一式

※ （1）～（5）の提出物一式は電子媒体で提出すること。

特に（1）～（3）については、編集可能媒体での提出とする。

納品物が契約の内容に適合しない場合は、受託者の責任及び負担において速やかに修正を行うこと。

修正方法等については、事前にスポーツ庁担当官（以下「主管課」という）の承認を得てから着手

するとともに、修正結果等について、主管課の承認を受けること。

5 納入期限

令和9年3月15日（月）

6 納入場所

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号中央合同庁舎第7号館
スポーツ庁健康スポーツ課パラスports振興室（東館13階）

7 事業の内容

受託者は、事業目的の達成に向けて、障害のある方にスポーツを指導・普及する際の留意点等を取りまとめたマニュアル等（冊子のほか、動画、ホームページのコンテンツ等を含む。以下同じ。）の内容の方向性を定めた上で以下の事業を実施するものとする。

（1）障害のある方にスポーツを指導・普及する際の留意点等を取りまとめたマニュアル等の作成

障害のある方にスポーツを指導・普及する際の留意点等を取りまとめた、以下のマニュアル等を作成する。なお、作成にあたっては受託者において指導・普及上の課題及び本事業において達成を目指す目標を設定し、実施すること。

- 障害の種類や程度に応じた、スポーツを実施するにあたっての支援や介助方法、情報保障や相互の円滑な意思疎通に係る配慮事項等をまとめたもの。ただし、作成を検討している対象となる競技について、既存のマニュアルが存在しないことを前提とし、かつ、3つ以上の競技を対象とすること。

（2）有識者等によるマニュアル等の案の検討・作成

受託者が設定したパラスportsの指導・普及上の課題を分析し、その解決を図るマニュアル等の作成に向け、障害種別や競技に関する有識者等による検討・立案を行う。なお、作成に当たり必要に応じ有識者会議等を開催することとし、当該有識者会議等の委員については、あらかじめ、スポーツ庁と協議して、スポーツ庁の了解を得ること。

（3）評価・検証

作成したマニュアル等の案について、その内容についてブラッシュアップを図るため、原案の作成に携わった有識者以外の者を対象としたアンケートやヒアリング等を実施し、評価・検証を行う。なお、このアンケートやヒアリング等については、研修会等の実施に併せて実施することも可能とする。

（4）委託事業成果報告書等の作成

本事業の内容を取りまとめた委託事業成果報告書及び当該報告書の概要資料を作成すること。報告書においては、実施した事業概要のほか、

- ・ 事業計画書に記載した目的に対する達成状況等に係る評価指標に基づく評価結果
- ・ 課題解決に向けた分析

- ・ 他のパラスポーツ団体の参考となるポイント
- ・ 前述の、報告書の概要資料

を盛り込むこと。なお、これらの報告書及び概要資料については、原則、スポーツ庁ホームページに掲載する予定であることに留意すること。

8 契約件数及び事業規模

- (1) 契約件数：1 件
- (2) 事業規模：5,000 千円（税込）を上限とする。

9 応札者に求められる要求要件

(1) 要求要件の概要

- ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2) 要求要件の詳細」に示すとおりである。
- ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
- ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
- ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
- ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁健康スポーツ課技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 事業の内容及び実施方法

1-1 事業の目的及び趣旨との整合性

- * 1-1-1 事業の目的及び趣旨との整合性がとれていること。
- * 1-1-2 対象者、対象とする競技の設定背景、解決すべき課題が適切に設定されていること。

1-2 事業内容の妥当性・独創性

- * 1-2-1 仕様書記載の内容についてすべて提案されていること。
(仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていれば、その内容に応じて加点する。)
- * 1-2-2 評価・検証が適切に行われる計画となっていること。
(評価・検証について、具体的な方法や内容の計画が示され、検証を踏まえた改善についても提案されていたら加点する)

1-3 実施方法の妥当性、効率性

- * 1-3-1 実施方法に具体性があり、かつ具現性・妥当性があること。
- * 1-3-2 事業規模が適正であり、業務目的が確実に達成できること。
(日程、人員、作業手順等が効率的・効果的であれば、その内容に応じて加点する。)

2 事業実施主体の適格性

2-1 実施体制の適格性

- * 2-1-1 事業を遂行する人員が確保されており、担当者の役割分担が明確であること。また再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者の選定方法が示されていること。
(幅広い知見・人的ネットワークを有していれば加点する。)

2-1-2 過去に類似の業務(パラスポーツの指導や普及等のための課題解決に向けた取組、マニュアル等の作成)を実施した実績がある場合に加点する。

- * 2-1-3 国からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が確保されていること。

2-2 知識・専門性等の有無

- * 2-2-1 当該事業に関する知見・ノウハウを有していること。

- * 2-2-2 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。

2-3 業務実施に当たってのバックアップ体制

2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組まれている場合に加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似業務の経験

3-1-1 過去に類似の業務(パラスポーツの指導や普及等のための課題解決に向けた取組、マニュアル等の作成)に従事した実績がある場合には加点する。

3-2 業務従事予定者の業務内容に関する知識・適格性

- * 3-2-1 業務遂行のため、業務内容に関する知識・知見を有していること。

3-2-2 業務担当者について、知見、ノウハウ又は人的ネットワークを有している場合に加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。

(ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。)

○ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)又は女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)

○ 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)を受けていること。又は次世代法にもとづく一般事業主行動計画(令和7年4月1日以後の基準)策定済(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)

○ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定を受けていること

○ スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づく認定を受けていること

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していれば加点する。（いずれかを応募者が選択するものとする※1）

5-1-1 入札者である中小企業等※2が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。

※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。

※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10 検査

発注者は、受注者が納入した納入品につき、仕様書記載事項が満足されていることを、発注者、受注者双方の立会いのもとで確認したことをもって検査とする。

11 守秘義務

受注者は、本調査業務の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏洩してはならない。受注者は、本調査業務に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本調査業務以外に使用しないこと。

12 届出義務

受注者は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

発注者は、受注者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を「4 期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較する。

5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較する。

加点を受けた受注者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基

準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受注者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は様式別紙第1の1、別紙第1の2 裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

また、受注者は、経年的に賃上げ表明を行う場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることとなるため、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにしなければならないことに留意すること。

- 14 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

- 15 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

- 16 その他

- （1）本事業の実施に当たっては、事業の進捗状況等を把握するため、必要に応じ報告を求めることがあるので、求めに応じ、メール、電話等により報告すること。
- （2）この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、スポーツ庁と適宜協議を行うものとする。